特 記 仕 様 書

第1条　適用範囲

1. 本特記仕様書は、富士吉田市発注の
 令和8年度　　防衛関係事業(8条)横町熊穴線外2路線改良舗装工事（2工区）
 （以下「本工事」という）に適用する。
2. 本工事は、山梨県県土整備部監修「建設工事必携」等に従い施工を行うこととする。
3. 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、その他の関係法令に基づき施工を行うこととする。
4. 本工事は、山梨県の「建設副産物処理基準」・「再生資源利用基準」・「環境基準」に基づき施工を行うこととする。
5. 本工事は、週休2日適用工事として通期の現場閉所率（休日取得率）を28.5%見込んでいる。取り扱いについては、「富士吉田市週休2日制工事実施要領」による。

第2条　施工計画と起工測量

1. 施工者は、設計図書に基づき、施工環境に関する事項について総合的に検討し、監督員に提出するものとする。
2. 起工測量について、当初設計における範囲との整合性を確認するため、各測点における幅員および縦断測量を実施し、成果を提出すること。本成果に基づき、監督者との協議により縦断線形及び横断形状を決定するものとする。
3. 起工測量の結果によりマンホール等について高さ調整が必要となるため、関連する資料をとりまとめ速やかに協議すること。マンホール調整に関わる工程の調整や設計の変更についても検討し、監督員と協議すること。
4. 現場条件と明らかな相違が発生した場合は変更協議を実施するため、速やかに協議を行うこと。
5. 現場着手については、施工計画書と起工測量結果の承諾を得た後でなければならないものとする。また、現場着手にあたり監督員に事前に通知すること。

第3条　再生資源の利用

施工者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。
なお使用に際し、「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

資　材　名	規　格	備　考
再生クラッシャーラン	RC-40	下層路盤材 凍上抑制材 構造物基礎材
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（13） 再生粗粒度アスコン（20）	舗装の表層 舗装の基層

第4条　建設発生土の搬出

1）本工事で発生する建設発生土の受入れ地については、
下記の建設発生土処分地とする。

処分地名	第一石産運輸(株)建設発生土処分地
場所	山梨県都留市四日市場字生出山表向
管理・運営者	第一石産運輸(株)
連絡先	TEL　0554-43-3366

発注後に工事間流用が可能になった場合はこの限りではなく、別途費用についても変更協議を行うものとする。

第5条　建設廃棄物の適正処理

建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設廃棄物は、廃棄物処理法に基づき該当産業廃棄物の処分業の許可を得ている再資源化施設で適正に処分することとする。

第6条　舗装版切断時に発生する濁水処理

舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。

現場条件等により、濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

第7条　建設リサイクル法対象工事の届出に係る事項の説明等

請負金額が500万以上の工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は、建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第8条　再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

請負金額が100万以上の工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、1部を監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、1部を完成書類に添付し、電子データをメールまたはCD-R等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※様式については国土交通省のホームページからダウンロード

第9条　交通及び保安施設

保安設備については、施工計画書に明記した配置計画に基づき現地の状況を十分に把握し、安全性、施工性等の検討を行い、請負者の責任において施工するものとする。

本工事の現道上の施工に際しては、道路工事交通保安施設設置基準標準図により交通誘導員及び保安施設を配置するものとする。また、交通誘導員による交通誘導は次のとおりに実施するものとする。

配置人数は原則として変更の対象としないが、交通管理者の指示があった場合等は協議により変更の対象とする。

1　交通誘導配置人員　　交通誘導警備員B　2名/日(交代要員を含む)

2　交通誘導の時間帯　　交通規制時間に応じて対応

第10条 工期設定について

工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	50 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 （実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数）　施工に必要な実日数×雨休率＝不稼働日	0.85
その他の作業不能日	7 日間

その他の作業不能日数には次のことを考慮する。

1）工事の性格の考慮

2）地域の事情の考慮

3）工場制作期間や試験期間等

第11条 舗装工事の管理基準

1.　アスファルト舗装の現場密度の測定数については下記の通りとするが、測定箇所の設定については監督員と協議すること。

アスファルト舗装工(表層)の面積が3,001～10,000㎡	10孔
アスファルト舗装工(表層)の面積が3,000㎡以下	3孔

2.　アスファルト表層工の平坦性試験についての適用は下記の通りとする。
また2車線道路の舗装補修については原則実施するものとし、部分的な舗装復旧や維持工事については省略することができる。

改良舗装・新設舗装(簡易舗装を除く)	実施する
アスファルト舗装面積が　501㎡以上	実施する
アスファルト舗装面積が　500㎡以下	省略できる

3. 寒冷期のアスファルト舗装の規定

施工者は、監督員が承諾した場合を除き、日中平均気温が5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。また雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均しした箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。

やむを得ず気温5℃以下で施工を行う場合には、特に温度管理に留意するとともに、必要に応じて混合物の保温対策等を講じなければならない。

第12条 工事の変更

発注した建設工事について、契約事項と異なる場合は変更することができるものとする。

第13条 安全管理

1. 請負者は、「土木工事安全施工技術指針」等に従い、事故のないよう安全管理に努めなければならない。
2. 工事区域内での車両の運行または歩行者の通行に支障を及ぼす恐れがある場合は、専任の交通整理員を配置し、交通の保全に努めなければならない。
3. 本工事の施工に際し、請負者は安全・訓練等の実施に関する施工計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
4. 請負者は、安全・訓練等の実施状況を写真に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。なお、工事期間中であっても、監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに報告をしなければならない。

道路公園課メールアドレス
doro@city.fujiyoshida.lg.jp